

## 函館市廃棄物再生利用業個別指定の手續等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号および第10条の3第2号の規定に基づき市長が指定する、再生利用業個別指定業者の個別の指定に関する手續および再生利用業個別指定業者の責務等について必要な事項を定めるものとする。

(再生利用業の指定の申請等)

第2条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号および第10条の3第2号の再生利用業の個別の指定（以下「再生利用業個別指定」という。）を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、再生利用業個別指定に、5年を超えない範囲内において期限を付すものとする。

3 市長は、再生利用業個別指定に、生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

4 市長は、再生利用業個別指定をしたときは、当該再生利用業個別指定を受けた者（以下「再生利用業個別指定業者」という。）に対し、別記第2号様式の指定証を交付するものとする。

5 再生利用業個別指定業者は、再生利用業個別指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、別記第3号様式の申請書により市長に申請しなければならない。ただし、当該変更が当該事業の範囲の一部を廃止するものであるときは、この限りでない。

6 第3項および第4項の規定は、前項本文の事業の範囲の変更の指定について準用する。

7 再生利用業個別指定業者は、再生利用業個別指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日（法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に、別記第4号様式の届出書により市長に届け出なければならない。

(1) 住所

(2) 氏名（法人にあっては、その名称または代表者の氏名）

(3) 事務所または事業場の所在地

(4) 再生利用の目的

(5) 再生利用の方法

(6) 取引関係

8 再生利用業個別指定業者は、再生利用業個別指定に係る事業の範囲の全部もしくは一部を廃止し、もしくは休止し、または休止した事業を再開したときは、廃止等の日から10日以内に、別記第5号様式の届出書により市長に届け出なければ

ばならない。この場合において、再生利用業個別指定に係る事業の範囲の全部を廃止したときは、当該届出書に当該指定証を添えなければならない。

(再生利用業個別指定証の書換え交付)

第3条 再生利用業個別指定業者は、前条第7項の変更の届出または同条第8項の事業の範囲の一部廃止の届出により、交付を受けた指定証の記載事項に変更が生じたときは、市長にその書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請は、別記第6号様式の申請書によりしなければならない。この場合において、書換え交付を申請する者は、当該申請書に当該指定書を添えなければならない。

(再生利用業個別指定証の再交付等)

第4条 再生利用業個別指定業者は、交付を受けた指定証を破損し、汚損し、または亡失したときは、市長にその再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、別記第7号様式の申請書によりしなければならない。この場合において、再交付を申請する者は、当該申請書に破損し、または汚損した当該指定証を添えなければならない。

3 再生利用業個別指定業者は、指定証の再交付を受けた後において、亡失した指定証を発見したときは、直ちにこれを市長に返納しなければならない。

(帳簿の記載等)

第5条 再生利用業個別指定業者は、帳簿を備え、その廃棄物の再生利用について、別表の左欄の指定の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における同項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

3 第1項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、当該事務を所管する課長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号または第10条の3第2号の再生利用業の個別の指定を受けている者に係る当該指定の期限は、この要綱の施行の日から起算して5年を経過する日とする。

## 別表

指定の種類	記載内容
再生輸送	<ol style="list-style-type: none"><li>1 再生輸送の年月日</li><li>2 排出事業者ごとの運搬量および運搬料金</li><li>3 再生輸送の方法および運搬先ごとの再生輸送の量</li></ol>
再生活用	<ol style="list-style-type: none"><li>1 受入れまたは再生活用の年月日</li><li>2 排出事業者ごとの受入量および受入料金</li><li>3 再生活用の方法ごとの再生活用量</li><li>4 再生活用によって生じる廃棄物の持出先ごとの持出量</li></ol>

別記第1号様式（第2条第1項関係）

再生利用業個別指定申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号（第2条の3第2号，第9条第2号，第10条の3第2号）の規定により，再生利用業の個別指定を受けたいので，関係書類および図面を添えて申請します。

事業の範囲	再生輸送または再生活用の別	
	取り扱う廃棄物の種類	
事務所および事業場の所在地	事務所	(電話 局 番)
	事業場	(電話 局 番)
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類，数量，設置場所および能力	
	再生利用の用に供する施設の方式，構造および設備の概要	
取引関係	事業者の氏名または名称および所在地	
	再生活用を行う事業者の氏名または名称および所在地	
	再生輸送を行う事業者の氏名または名称および所在地	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	
添付書類		
1 事業計画の概要を記載した書類		
2 事業の用に供する施設（積替えまたは保管の場所を含む。）の構造を明らかにする		

<p>平面図，立面図，断面図，構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 申請者が当該施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には，使用する権原を有すること）を証する書類</li> <li>4 生活環境保全上の対策を記載した書類</li> <li>5 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類</li> <li>6 申請者が法人である場合には，定款または寄附行為および登記事項証明書</li> <li>7 申請者が個人である場合には，住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。）</li> <li>8 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面</li> <li>9 その他市長が必要と認める書類または図面</li> </ol>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 再生利用の方法欄から取引関係欄までの各欄については，該当するすべてのものを記載することとし，記載しきれないときは，この申請書の例により作成した書面に記載して，その書面を添付すること。</li> <li>2 申請者が再生利用業個別指定の期間の満了後も引き続き当該指定に係る事業を行う場合の申請については，その内容に変更がない場合に限り，添付書類第1項から第5項に規定する書類または図面の添付を要しない。</li> </ol>

（日本産業規格 A 4）

別記第2号様式（第2条第4項関係）

指定番号

再生利用業個別指定証

住所

氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号（第2条の3第2号，第9条第2号，第10条の3第2号）の指定を受けた者であることを証する。

函館市長

印

指定の年月日                      年    月    日

指定の有効年月日                年    月    日

- 1 指定の種類  
   再生輸送および再生活用の別
- 2 事業の範囲  
   取り扱う一般・産業廃棄物の種類
- 3 取引関係
- 4 指定の条件
- 5 指定の更新または変更の状況  
      年    月    日（内容）

別記第3号様式(第2条第5項関係)

再生利用業事業範囲変更指定申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

電話番号

次のとおり再生利用業個別指定の事業の範囲の変更に係る指定を受けたいので、函館市廃棄物再生利用業個別指定の手続等に関する要綱第2条第5項の規定により申請します。

指定年月日および指定番号	年 月 日 第 号	
再生輸送・再生活用の区分		
事業の範囲	変更後	変更前
変更理由		
変更予定年月日	年 月 日	
添付書類 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類 2 変更に係る事業の用に供する施設(積替えまたは保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図, 立面図, 断面図, 構造図および設計計算書ならびに当該施設の付近の見取図 3 申請者が当該施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には, 使用する権原を有すること)を証する書類 4 生活環境保全上の対策を記載した書類 5 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 6 申請者が法人である場合には, 定款または寄附行為および登記事項証明書 7 申請者が個人である場合には, 住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る。) 8 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面 9 その他市長が必要と認める書類または図面		

(日本産業規格A4)

別記第4号様式(第2条第7項関係)

再生利用業個別指定変更届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で指定を受けた再生利用業個別指定に係る以下の事項について変更したので、函館市廃棄物再生利用業個別指定の手續等に関する要綱第2条第7項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
住所		
氏名または名称		
事務所および事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法		
取引関係		
変更の理由		
変更年月日		
備考	1 この届出書は、廃止または変更の日から10日(法人で登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日)以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。	

(日本産業規格A4)

別記第 5 号様式（第 2 条第 8 項関係）

再生利用業個別指定廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

函館市長 様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては，名称および代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で指定を受けた再生利用業個別指定に係る事業について廃止（休止・再開）するので，函館市廃棄物再生利用業個別指定の手續等に関する要綱第 2 条第 8 項の規定により届け出ます。

指定の種類	
休止の期間	
廃止（再開）年月日	年 月 日
廃止（休止・再開）する事業の範囲	
廃止（休止・再開）の理由	
備考	1 この届出書は，廃止等をしようとする日の 10 日前までに提出すること。 2 指定の種類欄には，再生輸送または再生活用のいずれかを記入すること。 3 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは，その欄に「別紙のとおり」と記載し，この様式の例により作成した書面に記載して，その書面を添付すること。

（日本産業規格 A 4）

別記第 6 号様式（第 3 条第 2 項関係）

再生利用業個別指定証書換え交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては，名称および代表者の氏名）

電話番号

次のとおり交付を受けた指定証の書換え交付を受けたいので，函館市廃棄物再生利用業個別指定の手續等に関する要綱第 3 条第 2 項の規定により申請します。

指定の種類	
指定年月日	年 月 日
指定番号	
書換え交付を申請する理由	

（日本産業規格 A 4）

別記第 7 号様式（第 4 条第 2 項関係）

再生利用業個別指定証再交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては，名称および代表者の氏名）

電話番号

次のとおり交付を受けた指定証を紛失（損傷）したので，函館市廃棄物再生利用業個別指定の手続等に関する要綱第 4 条第 2 項の規定により再交付を申請します。

指定の種類	
指定年月日	年 月 日
指定番号	
再交付を申請する理由	
備考	

（日本産業規格 A 4）